

パブリックコメント意見・対応一覧

対象種	No.	意見	対応
ガー科	1	ガー科の特定外来生物の指定について見直しをする、若しくは規制内容を輸入規制のみに変更する対応をとるべき。このままの規制内容では密放流が横行してしまう。	ガー科の特定外来生物の新規指定の是非については今回のパブリックコメントの対象ではありませんが、いただいたご意見につきましては今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。
クビアカツヤカミキリ	2	クビアカツヤカミキリについて、防除技術の開発等の研究の一環として、被害木を用いて幼虫の飼育を行うことがあり、野外網室を使用することから、学術研究を妨げないように、特定飼養等施設として、おり型施設についても追加するべき。	ご意見を踏まえ、クビアカツヤカミキリに係る特定飼養等施設として、おり型施設を追加します。
クビアカツヤカミキリ	3	クビアカツヤカミキリについて、届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間について、報告についてはセイヨウオオマルハナバチと同様に、「学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。」とし報告単位を採取した流木の本数等、個体数以外の単位で整理をするべき。	ご意見を踏まえ、クビアカツヤカミキリの基準に係る届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間について、「学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。」を追加します。
クビアカツヤカミキリ	4	クビアカツヤカミキリについて、有効農薬探索のための試験に供する場合や生態等の研究のために使用する場合が想定されるので、「ホ 特定外来生物の取扱方法」の中で、ただし書きとして「試験研究の用に供するため」を加えてほしい。	野生個体に対する農薬試験等を行うことについては外来生物法上の規制はないため、ただし書きとして追加する必要はないものと思料しますので、原案どおりとさせていただきます。
クビアカツヤカミキリ	5	クビアカツヤカミキリについて、生きたまま捕獲し、許可を受けた場所での飼育観察や室内での各種試験に供試する必要がある。野外で発見し、捕獲した成虫等を許可を受けた場所に運搬する場合には、許可を受けていないフタ付きの一般の容器を用いた運搬も可能としてもらいたい。	移動用施設として、十分な機能を有した容器であれば、移動用施設として許可を受けられる可能性があります。また、防除の実施にあたっては、法第18条第2項に基づく防除の認定を受けることで、防除を実施する上での飼養等に係る許可は不要となります。上記を踏まえ、当該意見に係る規定については原案どおりとさせていただきます。
ガー科	6	ガー科の飼養等施設として、90cm×45cm×45cm程度のある程度手軽に購入・設置できる大型水槽での飼養等についても、許可の対象にしてほしい。	ガー科に係る特定飼養等施設については、大きさに制限を設けておりません。詳細については別添資料をご確認ください。
ガー科	7	ガー科について、繁殖させるためには細かい条件を満たす必要がある。成功例が少ないとされるため、一匹につき1つの水槽等、制限を設けず、複数匹の飼養等に関する許可が得られるようにしてほしい。	ガー科に係る特定飼養等施設については、飼養する個体数に関する規定はありません。ただし、愛がん又は鑑賞目的の飼育の許可については、特定外来生物の指定の際に現に飼養をしている個体を継続して飼養する場合に許可が得られますが、繁殖して新たに生じた個体(卵を含む)については許可が得られません。そのため、繁殖の可能性が生じないよう、その取り扱いについては十分注意する必要があります。
クビアカツヤカミキリ	8	クビアカツヤカミキリ被害材を研究目的で研究機関に提供する時、成虫出現時期以外(10月~4月)の移動については、飛散の危険がないので、密閉された車両での運搬も可ではないか。	具体的施設の構造によりますが、十分な逸出防止措置を講じた車両であれば、移動用施設として認められるものと思料します。なお、防除の実施にあたっては、法第18条第2項に基づく防除の認定を受けることで、防除を実施する上での飼養等に係る許可は不要となります。